

選任・変更届

令和 年 月 日

東京労働局長 殿

事業所名
所在地 〒

代表者職氏名
主な事業内容

総労働者数 女 人、男 人
うち通常の労働者（正社員）数 女 人、男 人
うち短時間（※）・有期雇用労働者数 女 人、男 人
うちその他の労働者数 女 人、男 人

（※）1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者数

当事業所では下記の者を男女雇用機会均等推進者、短時間・有期雇用管理者、職業家庭両立推進者として（選任・変更）いたしますので、報告します。

記

◎男女雇用機会均等推進者（選任・変更）

所属部課 役職名 TEL	(TEL)
氏 名	

◎短時間・有期雇用管理者（選任・変更） ※上記と同じ場合は、「同上」で可

所属部課 役職名 TEL	(TEL)
氏 名	

◎職業家庭両立推進者（選任・変更） ※上記と同じ場合は、「同上」で可

所属部課 役職名 TEL	(TEL)
氏 名	

※ 必要事項をご記入の上、FAX（03-3512-1557）又は郵送でご提出ください。

提出先 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 14階

～ 事業主の皆様へ ～

裏面の推進者等の職務内容等は以下のとおりです。

選任いただいた推進者等あてに、東京労働局から関係法令説明会の開催案内等をお送りしますので、選任についてご検討いただき、選任届を指導課あてにご提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、人事異動等により推進者等を変更した場合は、改めて裏面の様式を指導課あてにご提出いただきますようお願いいたします。

.....

【男女雇用機会均等推進者】 男女雇用機会均等法第13条の2（選任は努力義務）

- ・本社人事労務担当部課長以上の方（1企業につき1人）。

（職務内容）

- ① 次のことに関し、関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、事業主に対する助言を行うこと
 - イ 男女雇用機会均等法に定める性差別の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止及び母性健康管理に関すること
 - ロ 労働基準法に基づく男女同一賃金の原則及び母性保護の規定に関すること
- ② 女性活躍推進法の規定による一般事業主行動計画に基づく取組や情報公表の推進のための措置を検討し、実施するとともに、事業主に対する助言を行うこと 等

【短時間・有期雇用管理者】 パートタイム・有期雇用労働法第17条（選任は努力義務）

- ・常時10人以上のパートタイム労働者（1週間の所定労働時間が、正社員等通常の労働者より短い労働者）・有期雇用労働者を雇用する事業所において、事業所の人事労務管理について権限を有する方。

（職務内容）

- ① パートタイム・有期雇用労働法やパートタイム・有期雇用労働指針に定められた事項その他のパートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関して、事業主の指示に従い必要な措置を検討し、実施すること
- ② 労働条件等に関して、パートタイム労働者・有期雇用労働者の相談に応じること

【職業家庭両立推進者】 育児・介護休業法第29条（選任は努力義務）

- ・本社人事労務担当部課長以上の方（1企業につき1人）。

（職務内容）

- ① 育児休業等に関する就業規則等の作成、周知等
- ② 配置その他の雇用管理、育児休業等をしている労働者の職業能力の開発等に関する措置の企画立案、周知等の運用
- ③ 所定労働時間の短縮措置等の企画立案、周知等の運用
- ④ 就業の場所の変更を伴う配置の変更をしようとする際の労働者に対する各種配慮の実施
- ⑤ 再雇用特別措置の企画立案、周知等の運用 等